

令和5年 第10回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年8月29日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和5年 第10回 栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について
- 日程第 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第3号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第4号 非農地証明願について
- 日程第10 議案第5号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

1 出席委員 (23名)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1番 佐藤 勝 委員、 | 2番 山田 善太郎 委員、 |
| 3番 高橋 文彦 委員、 | 4番 菅原 昌行 委員、 |
| 5番 曾根 香代 委員、 | 6番 曾根 金雄 委員、 |
| 8番 大沢 純香 委員、 | 9番 三浦 俊輔 委員、 |
| 10番 高橋 寛 委員、 | 11番 菅原 勝宏 委員、 |
| 12番 氏家 勝子 委員、 | 13番 岩 渕 弘 委員、 |
| 14番 鈴木 和子 委員、 | 15番 三浦 正勝 委員、 |
| 16番 尾形 陽一郎 委員、 | 17番 千田 公之 委員、 |
| 18番 佐々木 耕太郎 委員、 | 19番 鈴木 伸 委員、 |
| 20番 氏家 優一 委員、 | 21番 米山 嘉彦 委員、 |
| 22番 佐々木 進 委員、 | |
| 23番 三浦 栄 会長職務代理者、 | |
| 24番 吉田 優俊 会長 | |

2 欠席委員

- 7番 高橋 榮一 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	千 田	昌 代
農地農政係主幹兼係長	菅 原	英 史
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長 (吉田優俊 会長)

《開会あいさつ》

それではただいまから、令和5年第10回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、23名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号7番 高橋 榮一 委員 から、所用のため欠席する旨の通告があります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議場の換気をしております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、
議席番号5番 曾根 香代 委員、議席番号6番 曾根 金雄 委員 の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

小野寺事務局長

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、
について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について、を報告いたします。

第3区の番号1番の1案件、
について、事務局から報告いたします。

事務局

資料に基づき報告。

議長

これで、日程5、報告第2号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について、報告を終わります。

議長

日程第9、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号10番までの10案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る8月22日、議席番号21番 米山 嘉彦 委員、農地利用最適化推進委員の
鈴木 孝夫 推進委員及び 曾根 茂 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結
果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号21番 米山 嘉彦 委員 から報告願います。

米山 嘉彦 委員

ご報告します。去る8月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号1番から番号3番は労力不足や相手方要望による所有
権移転売買や贈与、番号4番は年金受給による使用貸借権設定、5番と6番は営農型太陽光
発電設備設置による区分地上権設定、番号7番から番号10番は労力不足や財産処分による
所有権移転売買となり、審査基準である全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと、いず
れも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行いま
す。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号11番から番号16番までの6案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る8月23日、議席番号16番 尾形 陽一郎 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 貞一郎 推進委員及び佐藤 克明 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 克明 推進委員 から報告願います。

佐藤 克明 推進委員

ご報告します。去る8月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、いずれも経営継承や経営規模拡大によるもの、営農型太陽光発電設備設置に伴う区分地上権設定であり、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号17番の1案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、去る8月23日、議席番号8番 大沢 純香 委員、議席番号11番 菅原 勝宏 委員及び農地利用最適化推進委員の菅原 徳嘉 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号8番 大沢 純香 委員 から報告願います。

大沢 純香 委員

ご報告します。去る8月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、労力不足と経営規模拡大による賃貸借権設定であり、

許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号17番までの17案件、
について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、
番号1番から番号17番までの17案件、
については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号3番までの3案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員 から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

鈴木でございます。ご報告します。去る8月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局から説明のとおりですが、

番号1番と番号2番については、営農用太陽光発電設備設置のための一時転用で、パネル下部で南天を作付けするものです。

番号3番については、近隣の土地を業務用地として借り、事務所及び来客用駐車場として駐車場を建築造成するものです。

どの案件も、現地確認の結果、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

15番 三浦 正勝 委員。

三浦 正勝 委員

15番の三浦です。営農型太陽光発電のパネル下部での作付け品目として初めて南天が出てきたが、栗原市で作付けし収穫が成立するのか、出荷や経営などが成り立つか伺います。

議長

事務局説明。

事務局

現時点で確認済の営農計画では、大崎市で同様に南天での許可がなされており、栗原の気候を勘案しても栽培可能であると確認している。

それから出荷までについては、南天の実そのものと、苗としての出荷、それから店舗等の装飾用としての出荷販売の3つを確認しており、首都圏市場に出荷し流通させる計画です。

議長

三浦委員よろしいですか。

三浦 正勝 委員

パネル下部での生育状況を継続的に確認していく必要があると思いますが、ただ今の説明で了解しました。

議長

他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から番号10番までの7案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 貞一郎 推進委員 から報告願います。

佐々木 貞一郎 推進委員

佐々木です。去る8月23日に前述の4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番から番号10番について、書類審査及び現地確認を行いました。いずれも許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

14番 鈴木 和子 委員。

鈴木 和子 委員

14番の鈴木です。6番の案件は一時転用ということですがその期間を教えてください。

議長

事務局説明。

事務局

一時転用期間は令和6年4月末までとなっています。

議長

鈴木委員よろしいですか。

鈴木 和子 委員

了解しました。ありがとうございます。

議長

他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請 についての、

番号1番から番号10番までの10案件、

について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から番号10番までの10案件、
については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、会議開始から1時間が経過したので、午後2時40分まで休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時29分から2時39分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時40分)

議長

日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件
がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号3番の1案件、について審議いたします。

議席番号18番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願
います。

暫時休憩いたします。(午後2時41分)

(18番 佐々木 耕太郎 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時41分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第3号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号3番の1案件、
について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、
第1区の番号3番の1案件、
については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席
番号18番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時43分)
(18番 佐々木 耕太郎 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時43分)
次に、第1区の番号1番から番号2番の2案件、
について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号4番の1案件、
について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第3号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号2番の2案件、
番号4番の1案件、
合わせて3案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、

番号1番から番号2番の2案件、
番号4番の1案件、
合わせて3案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第9、議案第4号 非農地証明願について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号5番までの5案件、
について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、曾根 茂 推進委員 から報告願います。

曾根 茂 推進委員

報告いたします。去る8月22日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。
番号1番については、先代の父が周辺住民等に物置や駐車場に貸し出したことが原因で
原野化し現在に至っている状況です。

番号2番については、先代の父が居宅を建築し現在至っているもので宅地として利用して
いる状況です。

番号3番については、形状が三角地で隣接する住宅地と一体で長年使用している状況です。

番号4番については、道路に隣接し道路法面と勘違いするような状況の農地であり、労力
不足により原野化し現在に至っている状況です。

番号5番については、隣接する道路と高低差のある農地で先々代の祖父の労力不足が原因
で原野化し現在に至っている状況です。

いずれも今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判
断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行いま
す。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から番号8番までの3案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号16番 尾形 陽一郎 委員 から報告願います。

尾形 陽一郎 委員

尾形です。去る8月23日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号6番については、宅地裏側にあり傾斜地で山林化が進んでいる状況です。

番号7番と番号8番については、いずれも17年ないし37年前から宅地の一部として
利用され現在至っている状況であります。

いずれも今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと
判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番から番号10番の2案件、
について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

資料に基づき説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 菅原 勝宏 委員 から報告願います。

菅原 勝宏 委員

11番の菅原です。去る8月23日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。番号9番と番号10番は同じ所有者からの申請で隣接する場所にあり、現地を見ると櫟、柳、朴などの雑木が繁茂し原野化し中に入れたい状況であり、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 非農地証明願についての
番号1番から番号10番までの10案件、
について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 非農地証明願についての、番号1番から番号10番までの10案件、については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第10、議案第5号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

千田事務局長補佐

本案件については、8月10日から23日まで栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の再募集を行ったところ1名の推薦がありました。

このことから、会長を委員長とする栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し評価意見を受けております。

つきましては、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員として委嘱してよろしいか、ご審議いただくものです。

氏名、住所、生年月日は議案のとおりであり、参考資料をあわせてご覧ください。

任期につきましては、ご議決いただければ本日から令和8年7月23日までとなります。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明が終わりました。

ここで、三浦 栄 会長職務代理者から、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の評価結果につきまして、報告をいただきます。

三浦 栄 会長職務代理者

ご報告します。

栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者について、8月24日に栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、推薦のあった1名を農業委員会等に関する法律第17条、および栗原市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第4条、ならびに栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会評価基準を踏まえ評価いたしました。

その結果、全会一致で栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者名簿のとおり、1名を栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者とすることで、意見がまとまりましたので報告いたします。

以上でございます。

議長

ただ今報告がありましたとおり、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会からの報告は、全会一致をもって1名の推薦者を、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者とする事で意見がまとまった旨、の内容であります。

それではお諮りいたします。

本案件は質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします

議案第5号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱については、この候補者を適任と認め、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに、ご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱については、この候補者を適任と認め、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することに、決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第10回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後3時17分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

吉 田 優 俊

議事録署名委員

曾 根 香 代

議事録署名委員

曾 根 金 雄